

原因裁定嘱託制度について

～裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度の運用改善を図っています～

公害等調整委員会事務局

専門性の高い騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下の紛争の訴訟事件において、裁判所が公害等調整委員会に原因裁定を嘱託できる制度である「原因裁定嘱託制度」。この活用をさらに促すため、公害等調整委員会では裁判所のニーズに沿った運用改善を図っています。

今回は、第1部で「原因裁定嘱託制度」の概要についてご紹介します。

また、第2部では、元札幌高等裁判所部総括判事、公害等調整委員会委員を歴任された山崎勉弁護士に、「原因裁定嘱託」のメリットについてお話をいただきましたので、その概要をご紹介します。

第1部 原因裁定嘱託制度の概要

1 原因裁定嘱託制度について

(1) 原因裁定嘱託とは

「原因裁定嘱託」とは、①受訴裁判所からの嘱託に基づき、②公害紛争について、③公害等調整委員会（以下「公調委」という。）に属する、元裁判官、弁護士、医師、化学者、元行政官、研究者等出身の委員のうち3名から構成された裁定委員会が、④公調委の費用負担により、専門的知見に基づき法的因果関係について裁定をし、⑤受訴裁判所は、その裁定書を調査嘱託の結果（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第186条）又は書証として証拠にして利用できる制度です。

このような原因裁定嘱託制度は、環境基本法（平成5年法律第91号）の実施法である公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「処理法」という。）の定める「公害紛争処理手続」の手続の一つです（処理法第42条の32）。

原因裁定嘱託制度類似の制度として、官庁

等への鑑定の嘱託（民事訴訟法第218条）がありますが、原因裁定は因果関係の存否についての法律的な判断を対審的手続により行うもので、鑑定とは異なります。

すなわち、不法行為に基づく損害賠償請求が認められるためには、①加害行為、②被害、③加害行為と被害との間の因果関係、④加害行為の違法性、⑤加害者の故意又は過失、責任能力が必要になるところ、このうちの①から③について、それらが不法行為の成立要件の一部として、存在するか否かの法的判断をするものです。

(2) 原因裁定嘱託制度の趣旨

このような制度が設けられた趣旨は、公害事件を民事訴訟で争う場合、被害とその原因とされる行為との間の因果関係の立証が困難なため、当事者主義（事案の解明や証拠の提出を当事者に委ねる原則）によっては、因果関係の究明に長い年月と多額の費用を要することがあることから、被害者と加害者の

実質的公平を図るというものです。

例えば、民事訴訟において専門的知見を活用するため鑑定を利用した場合、鑑定は個々の論点の科学的判断をするに止まり、因果関係についての法律的判断に踏み込むことはありません。また、鑑定に必要な費用は、訴訟当事者の負担となります（最終的には敗訴側が負担しますが、鑑定を実施する前に、鑑定の申立てを行った側が裁判所に予納金を支払うことが求められます。）。

さらに、裁判所が必要と認める場合、争点に関する有識者である専門委員が訴訟に関与することがありますが、専門委員に求められるのは「専門的な知見に基づく説明」であり、その説明はそのままでは裁判上の資料とはなり得ません。そのため、裁判官が因果関係について専門委員の説明を判決の基礎としたい場合は、当事者においてその説明を基礎に主張を組み立てる必要があります。

(3) 原因裁定嘱託制度の利用が考えられる場合

当事者による一応の立証はあるが専門的知見がないまま判断することが困難である場合、あるいは被害が明らかであるが当事者に因果関係の立証の負担を課すことが酷だと考えられる場合等には、原因裁定嘱託制度の活用をご検討いただければと存じます。

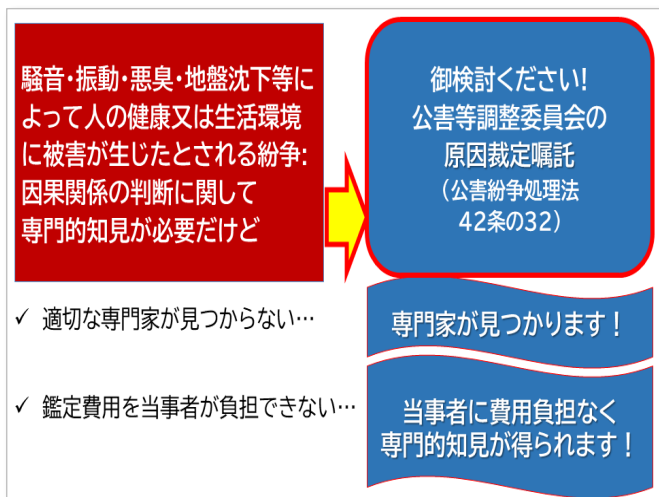


図1 原因裁定嘱託制度の利用について

(4) 要件

要件としては、実体的には「公害」に係る被害に関する民事訴訟に該当し、手続的には「求意見」の手続を経ることが必要です。

「公害」というと、水俣病といった産業型の大きな事件をイメージされるかもしれませんが、原因裁定嘱託が対象とする「公害」は、近隣店舗の室外機等の騒音被害や、盛土工事による宅地造成地上の建物1軒の損傷被害(地盤沈下)も該当する場合があります。

すなわち、公調委が原因裁定で嘱託を受ける「公害」は、処理法第2条で環境基本法第2条第3項に規定する、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる」、「相当範囲にわたる」、いわゆる典型7公害（①大気汚染、②水質汚濁、③土壤汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭）によって、「人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずること」とされています。ここで、「相当範囲にわたる」とは、人的・地域的に広がりがある被害を公害として取り扱うという趣旨で、被害者が一人でも地域的広がりが認められる場合は該当しますし、多数の被害者が生じている場合には地域的な広がりがそれほどでなくても該当しますので、上記のような騒音被害等も「公害」該当性が認められる場合があります。

「求意見」とは、受訴裁判所が原因裁定を嘱託する必要があると認めるとき、公調委にあらかじめ意見を聴いてから嘱託することになっており、この意見を聴くことをいいます。この手続は、公調委の受理の判断とその後の円滑な進行のために処理法第42条の32により行うこととされております。

(5) メリット

本制度を利用するメリットとしては、①公調委には、専門委員として、典型7公害の各

分野の専門家が専門委員として任命されており、特殊な分野で専門委員がいない場合でも、公調委が早期に新たな専門委員を任命することにより専門的知見が得られること、②裁定委員会が必要と認めた場合には、専門委員を選任するほか、詳細な調査を外部業者に委託することがあるが、それらの費用は公調委が負担すること、③裁定の結果をどのように評価・利用するかは、受訴裁判所の裁量に委ねられることです。

2 原因裁定嘱託の審理手続

公調委が受訴裁判所から原因裁定嘱託を受けた場合の審理手続の流れは、以下の図2のとおりです。

公調委は、受訴裁判所から「求意見」の申立てを受けた場合には、裁判官からの出向者が受訴裁判所側の主任裁判官より電話やメールで事情を伺い、公調委の審査官が事件記録を拝見しに行くか、事件記録の写しを公調委に郵送していただきます。以上の中で、受訴裁判所として想定している調査の内容を伺います。

このようにして、当該事件の内容を把握し、

「公害」該当性や主張立証の状況を踏まえることにより、求意見の申立てを受けてから受訴裁判所に回答するまでの期間は、事案にもよりますが、2週間から3週間程度になるように努めております。記録の送付をしていただく場合は、送付していただいてから2週間から3週間程度になるように努めております。

なお、回答に当たっては、「公害」該当性のほか、主張立証の状況についても考慮し、因果関係を判断する前提としての加害行為や被害の特定の主張立証が不十分であると見受けられる場合には、さらなる主張整理の上、再度求意見の申立てをされたいという趣旨の回答をすることもあります。

次に、「求意見」手続が終了し、原因裁定嘱託を受けてから、裁定書を完成させて受訴裁判所に裁定書を送付するまでの期間は、事案にもよりますが、委託調査を実施しないときは1年から1年2か月程度、委託調査を実施するときは更に時間を要することが見込まれています。なお、原因裁定手続の中で専門委員が作成した意見書は、裁定委員会の判断により、証拠（職号証）として活用されます。

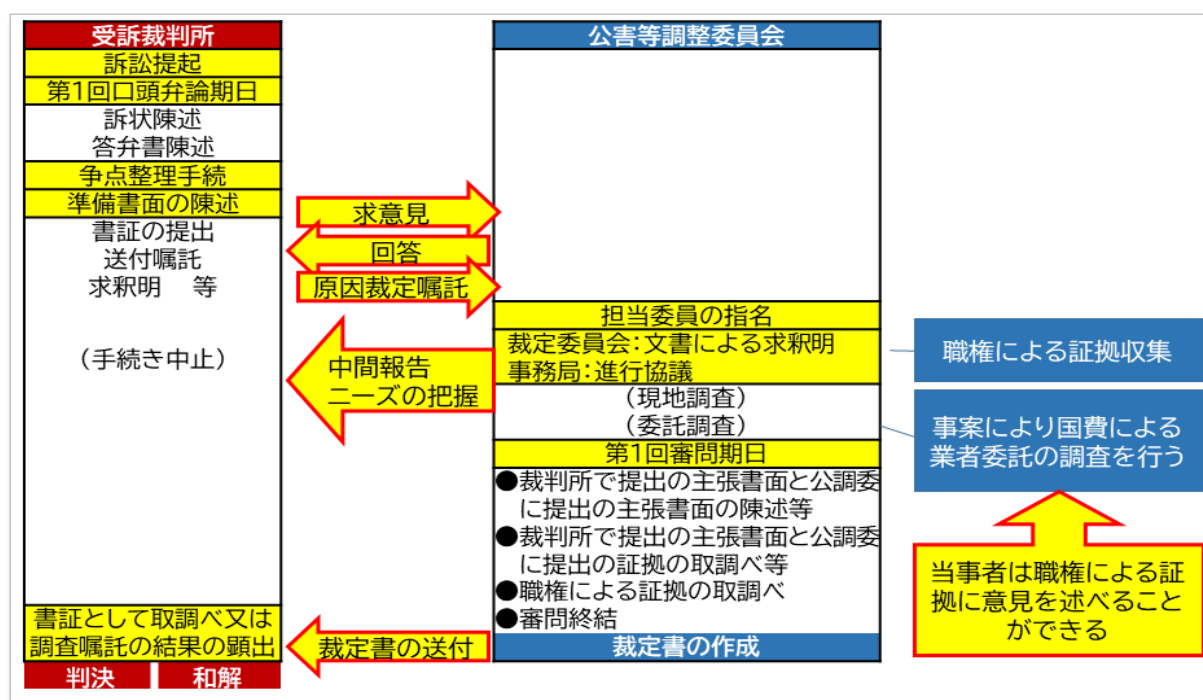


図2 審理手続の流れ

3 受訴裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度を目指して

原因裁定嘱託制度に対する裁判所のニーズは、審理における裁定の利用のほか、審理期間を短縮すること、嘱託が受け入れられるかどうかを早期に明確にすること、であることを把握しております。

この点を改善するため、①正式な求意見の前に受訴裁判所の裁判官からの問い合わせ（事前相談）があった段階で、裁判官からの出向者が対応し、過去の先例を紹介するなどして、嘱託が受け入れられる見込みその他のご質問等に可能な限り応答しています。また、審理の進み具合や嘱託事項の立て方によって、審理期間に差が生じること等もあることから、その点についても可能な限りご説明しています。

さらに、②求意見の段階から、嘱託を見据えた事件進行の検討等を行えるよう、体制を整備し、③審理中も、受訴裁判所の意向に応じて、どの程度調査を行うか等について調整を行えるよう、受訴裁判所とのコミュニケーションを強化するようにしています。